

群馬県における建築物に関する手続き等について —新型コロナウイルス感染症に対する対応—

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言に伴い、建築確認や開発許可等に関する申請や相談については、当面の間、次のとおり対応させていただきます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ご理解・ご協力をお願いいたします。

なお、建築確認や開発許可等に関する申請受付や相談については、前橋・高崎・中之条・沼田・太田の各土木事務所建築係で対応していますが、県内各市で扱う案件の場合や指定確認検査機関へ申請等される場合は、それぞれの窓口へお問い合わせください。

また、本書に記載されていない具体的な申請等の方法については、各土木事務所建築係までお問い合わせください。

■建築確認申請、開発許可申請等の郵送対応について

各土木事務所建築係への申請（事前申請を含む）・届出等は、原則「郵送」等によりお願いいたします。

なお、郵送等の前に事前に各土木事務所建築係へ電話連絡をいただき、郵送等による申請等で支障がないと判断できる申請等に限定させていただきます。

※中間検査・完了検査の実施について

- 現場での実地検査が必要となりますので、あらかじめ各土木事務所建築係（県庁開発許可物件は県庁建築課）へ電話連絡をいただき、検査の実施方法をご確認ください。

※郵送等による申請の注意点

- 確認申請書、開発許可申請書等は「信書」に該当しますので、信書便を扱うサービスをご利用ください（例：日本郵便（株）による定形郵便、定形外郵便、レターパック等）。
- 定形郵便や定形外郵便による場合は、必ず「書留又は簡易書留」として配達状況を追跡できる方法としてください。
- 申請書受理後の群馬県証紙（手数料）の返却はできませんので、郵送の前には各種要件及び必要書類について必ずご確認ください。また、特に手数料に誤りがあると受理できませんので、ご注意願います。なお、必要書類の不足等により受理ができない時は、書類を返却する場合があります。
- 遠方からの申請等、群馬県証紙の購入が困難な場合は払込書による手数料納付が可能です。払込書による手数料納付をご希望の場合は、各土木事務所建築係までお問い合わせください。
- 日付など、記載漏れにもご注意ください。
- 申請書等受理後の審査において、訂正や追加書類が必要になった場合も郵送によることとしますので、訂正等が必要になった場合は各窓口担当の指示によってください。
- 確認済証・許可証や副本の返却も郵送にて行います。返信先を記載した、受取を記録することができる返信用の封筒等（書留郵便分の切手を貼付した封筒又はレターパックプラス等）を同封してください。

■窓口における各種相談、お問い合わせ等への対応

建築計画や開発計画の事前相談、道路種別のお問い合わせ等については、FAXや郵送等による相談等、回答とさせていただきます（軽微なお問い合わせを除き、電話のみの回答は行いません）。

やむを得ず窓口での相談等が必要な場合は、事前に電話予約をいただき、ご来庁いただくようお願いいたします。

また、ご来庁される方は新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から次の点についてご協力をお願いいたします。

- できる限りマスクの着用をお願いいたします。
- 窓口が混みあっている場合は、しばらく時間をおいてからお越しくさるようお願いいたします。
- ご来庁された方に対して、体温やご体調の確認をさせていただく場合がございます。

■建築窓口体制

群馬県では、感染拡大により業務継続が困難となる事態を防ぐため、日によって「在宅勤務」と「職場勤務」の2チーム制により交代業務を行います。直接の業務担当が「在宅勤務」の日の場合もありますが、皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

■各土木事務所建築係連絡先

本表のほか、県内各市で扱う案件の場合や指定確認検査機関へ申請等される場合は、それぞれの各市等窓口へお問い合わせください。

申請・相談先	お問合せ先	所管範囲
前橋土木事務所 建築係	〒371-0051 前橋市上細井町2142-1 電話 027-234-4215 FAX 027-236-7589	渋川市*、榛東村、吉岡町、 玉村町
高崎土木事務所 建築係	〒370-0805 高崎市台町4-3 電話 027-322-4300 FAX 027-322-9067	藤岡市*、富岡市*、安中市*、 上野村、神流町、下仁田町、 南牧村、甘楽町
中之条土木事務所 建築係	〒377-0424 中之条町大字中之条町709-1 電話 0279-75-3047 FAX 0279-75-4641	中之条町、長野原町、嬭恋村、 草津町、高山村、東吾妻町
沼田土木事務所 建築係	〒378-0031 沼田市薄根町4412 電話 0278-24-5511 FAX 0278-24-9943	沼田市*、みなかみ町、片品 村、 川場村、昭和村
太田土木事務所 建築係	〒373-0033 太田市西本町60-27 電話 0276-32-2937 FAX 0276-31-4975	みどり市*、板倉町、明和町、 千代田町、大泉町、邑楽町

※ 建設場所が渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、沼田市、みどり市の場合で、小規模な建築物等については、各市役所にお問い合わせください。

■お問い合わせ先

- 建築基準法、定期報告制度、バリアフリー法、建築物省エネ法等
県土整備部建築課 審査指導係 電話 027-226-3702
- 都市計画法、宅地造成等規制法等
県土整備部建築課 開発係 電話 027-226-3704